

四日市市告示第58号

四日市市被災者雇用奨励金交付要綱を次のように定める。

令和6年2月13日

四日市市長 森 智 広

四日市市被災者雇用奨励金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、令和6年(2024年)能登半島地震により被災し、本市に避難してきた被災者を雇用した市内の事業主に対して、奨励金を交付することをもって、被災者の雇用機会の拡大を図ることを目的とする。

(被災者)

第2条 この要綱において、被災者とは、令和6年(2024年)能登半島地震による災害により災害救助法施行令第1条第1項各号のいずれかに該当する被害が発生した市町村から本市に避難してきた者とする。

(奨励金の交付対象)

第3条 奨励金の交付対象となるものは、公共職業安定所から職業の紹介があった被災者を次の各号のいずれにも該当する条件で雇用した事業主とする。

- (1) 1週につき、20時間以上の所定労働時間で雇用したこと。
- (2) 令和6年1月1日から令和7年1月31日までの期間中に、3月以上継続して雇用し、市内の事業所等で勤務させた実績を有すること。

(奨励金の額)

第4条 奨励金の額は、雇い入れる被災者1人につき、10万円とする。ただし、同一事業主が同一人を再度雇い入れる場合は除く。

(申請)

第5条 奨励金の交付を受けようとする事業主(以下「申請者」という。)は、被災者雇用奨励金交付申請書(第1号様式)に次の各号に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 公共職業安定所から職業の紹介があったことを証明できる書類(紹介状等)の写し
- (2) 雇用通知書等の写し
- (3) 対象期間の出勤簿の写し
- (4) 雇い入れた被災者の被災を証明できる書類(被災証明書等)

2 前項に定める申請は、令和7年1月31日までにしなければならない。

(奨励金の交付決定)

第6条 市長は、前条の申請を受け付けたときは、速やかに内容を審査し、奨励金の交付を決

定したときは、被災者雇用奨励金交付決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

（奨励金の請求）

第7条 申請者は、前条の交付決定通知を受けたときは、被災者雇用奨励金請求書（第3号様式）により、奨励金を請求するものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、奨励金の交付を行う。

（奨励金の返還）

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときには、奨励金の交付決定を取り消し、その返還を命ずることができる。

（1）この要綱の規定に違反したとき。

（2）虚偽の請求その他不正な行為により奨励金の支給を受けたとき。

（四日市市補助金等交付規則の適用除外）

第9条 この補助金は、四日市市補助金等交付規則（昭和57年四日市市規則第11号）第2条第1号の規定により市長が指定する給付金とする。

（事業評価）

第10条 市長は、当該事業に関する評価を常に行い、その必要性及び効果について十分に検証するものとする。

2 市長は、前項による検証の結果、必要と認めたときは、要綱の改正又は廃止その他適切な措置を講じるものとする。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、告示の日から施行する。

（有効期限）

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

### 被災者雇用奨励金交付申請書

四日市市長

所在地 〒.....

事業主名.....

代表者名.....

電話番号（.....）.....

被災者雇用奨励金交付要綱第5条の規定に基づき、被災者雇用奨励金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

#### 記

- 1 申請金額 円
- 2 雇用年月日 令和 年 月 日
- 3 就業場所 四日市市.....

#### 4 雇い入れた者の氏名等

雇 い 入 れ た 者	住 所	四日市市  (電話番号： - - )
	氏 名	
	生年月日	年 月 日生
被災地の住所		

※複数を雇い入れたときは、別葉とすることができる。（任意様式）

（添付書類）

- (1) 公共職業安定所から職業の紹介があったことを証明できる書類（紹介状等）の写し
- (2) 雇用通知書等の写し
- (3) 対象期間の出勤簿の写し
- (4) 雇い入れた被災者の被災を証明できる書類（被災証明書等）

所在地 .....

事業主名 .....

代表者名 .....

### 被災者雇用奨励金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった被災者雇用奨励金については、次のとおり交付を決定したので通知します。

年 月 日

四日市市長

印

#### 記

1 被災者雇用奨励金 金 円

2 対象となる者の氏名 \_\_\_\_\_

#### 3 条件

- (1) この要綱及び四日市市補助金等交付規則を遵守すること。
- (2) この補助金の交付に係る関係書類は、事業完了後5年間保存しておかなければならない。
- (3) この補助金の交付については、後日市が監査を行うことがある。

## 被災者雇用奨励金請求書

四日市市長

申請者

所在地 〒.....-

.....  
事業主名.....

代表者名.....  
(代表者の署名または記名押印)

電話番号 (.....).....-

被災者雇用奨励金交付要綱第7条の規定に基づき、被災者雇用奨励金を下記のとおり請求します。

### 記

1 請求金額 円

2 対象となる者の氏名 \_\_\_\_\_

3 口座等の情報

金融機関名	銀行	支店
	信用金庫	支店
	農協	支店
(カタカナ) 口座の名義		
口座の種類	当座	普通預金
口座番号		